

(発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 第六号様式)

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1) 報告書の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者について記載すること。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 公開買付けの成否

法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。

(5) 買付け等を行った株券等の数

a 株券については株式の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

b 潜在株券等の数については、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券に係る数を記載すること。以下同じ。

c 株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。

d 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象会社の総株主の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権(法第32条第5項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これがない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。

b 株券等所有割合については小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

(7) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。